

# つちはし事務所通信

5

May

2024



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2024年5月1日

重要な  
法改正・施行

## 令和6年度がスタート 厚生労働省関係の主な制度変更をチェックしておきましょう

令和6年度がスタートしたところですが、さまざまな制度変更が行われ、新しい制度での行政の運営が本格化していきます。令和6年4月からの厚生労働省関係の制度変更にはどのようなものがあるのか？ 企業実務に影響がありそうな事項をチェックしておきましょう。

CHECK!



.....令和6年4月からの厚生労働省関係の制度変更 重要事項をチェック.....

### □ 障害者の法定雇用率の引き上げ【主な対象者：事業主、障害者】

令和6年4月1日から法定雇用率を引き上げる

(今後、段階的に引き上げ)。

例) 民間企業では、次のように引き上げ

- ・これまで「2.3%」→令和6年4月から「2.5%」  
→令和8年7月から「2.7%」



### □ 時間外労働の上限規制【主な対象者：旧適用猶予事業・業務に従事する労働者とその使用者】

これまで時間外労働の上限規制が適用猶予されてきた次の事業・業務について、令和6年4月1日から、時間外労働の上限規制を原則として適用する。

・工作物の建設の事業	・医業に従事する医師
・自動車運転の業務	・鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業

### □ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の適用

【主な対象者：自動車運転の業務に従事する労働者とその使用者】

自動車運転の業務について、令和6年4月1日から、時間外労働の上限規制が適用されるとともに、拘束時間、休息期間等を定めた自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）を適用する。

### □ 労働条件明示事項の見直し【主な対象者：すべての使用者と労働者】

無期転換ルールについて、無期転換申込権が発生する契約更新時における労働基準法に基づく労働条件明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加するとともに、労働契約関係の明確化について、労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する。

〈補足〉これに伴い、厚生労働省のモデル労働条件通知書の様式も変更されています。



### □ 裁量労働制の改正【主な対象者：裁量労働制適用労働者・導入事業場】

令和6年4月1日から、専門業務型裁量労働制における本人同意の導入や、専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制における健康・福祉確保措置のメニューの追加といった制度の適正化等に関する改正省令等を施行する。



★おおむね、これまでも紹介していた制度変更です。今一度ご確認ください。



## 4月新設 両立支援等助成金「柔軟な働き方選択制度等支援コース」

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を複数導入する仕組み（柔軟な働き方選択制度等）について、2つ以上の制度を導入し、制度利用者支援の取組を行ったうえで、労働者がそのうち1つの制度を利用した場合に助成金を支給します。

## 両立支援等助成金 柔軟な働き方選択制度等支援コース

支給額 (制度利用者1名あたり)	支給人数/回数
柔軟な働き方選択制度等を2つ導入し、対象労働者が制度を利用 20万円 柔軟な働き方選択制度等を3つ以上導入し、対象労働者が制度を利用 25万円	1事業主1年度につき 5人まで
育児休業等に関する情報公表加算 上記に2万円加算	1事業主1回限り

育児を行う労働者の柔軟な働き方を選択できる制度とは次の①～⑤の制度を指します。

- ① A フレックスタイム制 →合計 20 日以上利用  
B 時差出勤制度 →合計 20 日以上利用
- ② 育児のためのテレワーク等 →合計 20 日以上利用
- ③ 短時間勤務制度 →合計 20 日以上利用
- ④ 保育サービスの手配及び費用補助→負担額の5割以上かつ3万円以上、  
または10万円以上の補助
- ⑤ A 法を上回る子の看護休暇制度 →合計 20 時間以上取得  
B 子の養育を容易にするための休暇制度 →合計 20 時間以上取得



★事前に一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届け出て、計画が有効なものであることが必要です。また制度の内容及び利用の手続きについて、対象制度利用者の制度利用開始日の前日までに労働協約又は就業規則に定めていることも必要です。詳しくはつちはし事務所までお尋ねください。

## あしがき ♡ つちはし事務所より

- 今月の事務所通信では、令和6年度からの厚生労働省関係の制度変更や重要事項のおさらいをしましたが、税制に関しては今年6月から定額減税が始まります。定額減税とは、所得税などから一定額の控除を行う制度のことです。令和6年度税制改正では、2024年分の所得税と個人住民税を対象に、デフレ脱却のための一時的措置として定額減税が実施されます。
- 定額減税は以下すべてに当てはまる人が対象となります。
  - ① 日本国内に居住している（日本に住所があるか、引き続き1年以上居所を有する個人）
  - ② 2023年の合計所得金額が1,805万円以下
  - ③ 所得税や住民税の納税義務がある
 減税額は1人あたり次の金額となります。
  - (ア) 所得税...3万円
  - (イ) 住民税...1万円
 減税は「本人+扶養家族の数」だけ受けられます。ただし、家族が「同一生計配偶者」か「扶養親族」でなくてはなりません。
- 個人住民税は自治体での実施が想定されていますが、所得税は企業側で手続きを行わなければなりません。所得税については、対象となる従業員等に対して、2024年6月1日以後、最初に支払われる給与や賞与の源泉徴収税額から定額減税額の控除を行います。定額減税は本人だけでなく、配偶者や扶養親族における最新の情報も必要になりますので提出済の「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載されていない扶養親族がいる従業員がいないか確認し、6月の月次減税事務を行うまでに「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出してもらうようにしましょう。
- 新年度になって、各種助成金制度も新しくなっています。つちはし事務所のお客様には主要な助成金の改正情報をお送りしていますが、それ以外の助成金を検討している場合も改正情報の確認をお忘れなく。

